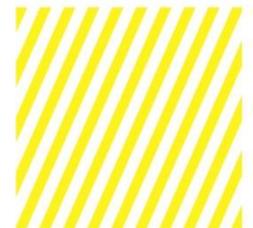


資料1

令和4年度 第1回
茨木市都市計画審議会
常務委員会（生産緑地地区）

令和4年11月7日

次なる
茨木へ。



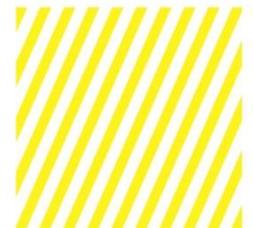
茨木には、次がある。

議第140号

北部大阪都市計画

生産緑地地区の変更について

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

- 1 行為制限解除に伴う変更（廃止・区域変更）
- 2 変更内容のまとめ
- 3 都市計画変更のスケジュール

主たる従事者の死亡又は故障(※1)による買取り申出がなされ、行為制限が解除(※2)された生産緑地地区について、廃止又は区域変更を行うもの。

(※1)

買取り申出ができるのは、下記Ⅰ・Ⅱの場合に限られる。

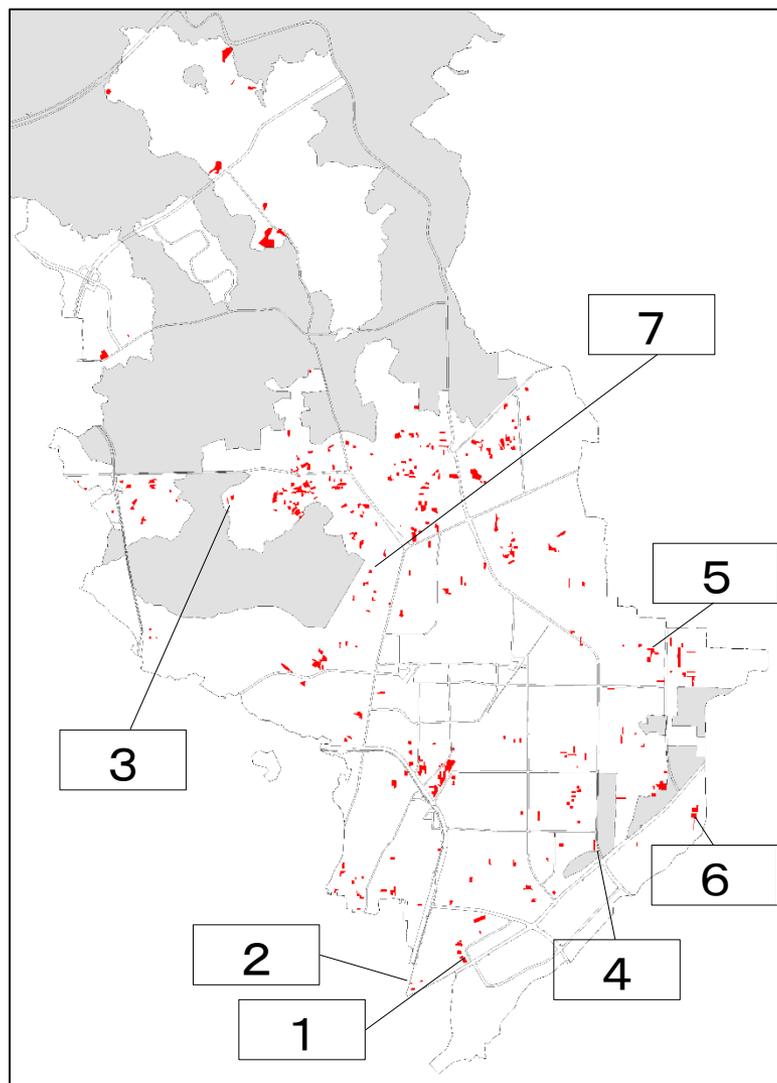
- Ⅰ 主たる従事者の死亡又は故障
- Ⅱ 生産緑地地区の指定後30年が経過

(Ⅱは令和5年度都市計画審議会まで該当なし)

(※2)

買取り申出後、3か月経過すると行為制限が解除される。

(案件一覧図)



新旧対照図	地区名
1	島四丁目 1
2	横江二丁目 2
3	宿川原町 1
	宿川原町 2
4	真砂玉島台 1
5	鮎川一丁目 1
	鮎川一丁目 2
6	南目垣一丁目 2
7	上穂積四丁目 1

1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更)

(一覧表)

変更内容	対象地区	面積 (ha)
廃止	6 地区	△ 0.81
区域変更	3 地区	△ 0.41
合計		△ 1.22

参考：廃止と区域変更の考え方

生産緑地地区は、1筆～複数筆の生産緑地を一団として指定

・ 地区の廃止

…地区から生産緑地が全て無くなる場合

・ 地区の区域変更

…地区から生産緑地が一部無くなるが、地区として存続する場合

1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更)

1 島四丁目1 (廃止)

主たる従事者の死亡

変更前



地区面積 0.22ha

変更後



地区面積 0ha



生産緑地



対象の生産緑地地区

1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更)

2 横江二丁目2(廃止)

主たる従事者の死亡

変更前



地区面積 0.04ha

変更後



地区面積 0ha



生産緑地

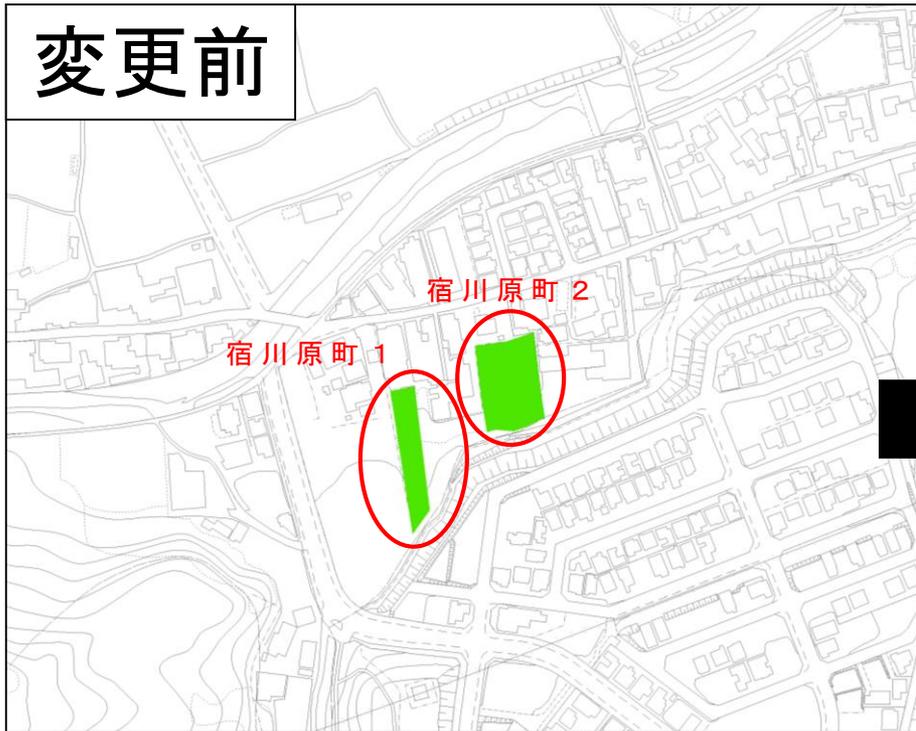


対象の生産緑地地区

1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更)

3 宿川原町1 (廃止) 主たる従事者の死亡、宿川原町2 (廃止) 主たる従事者の故障

変更前



宿川原町1 地区面積 0.07ha
宿川原町2 地区面積 0.14ha

変更後

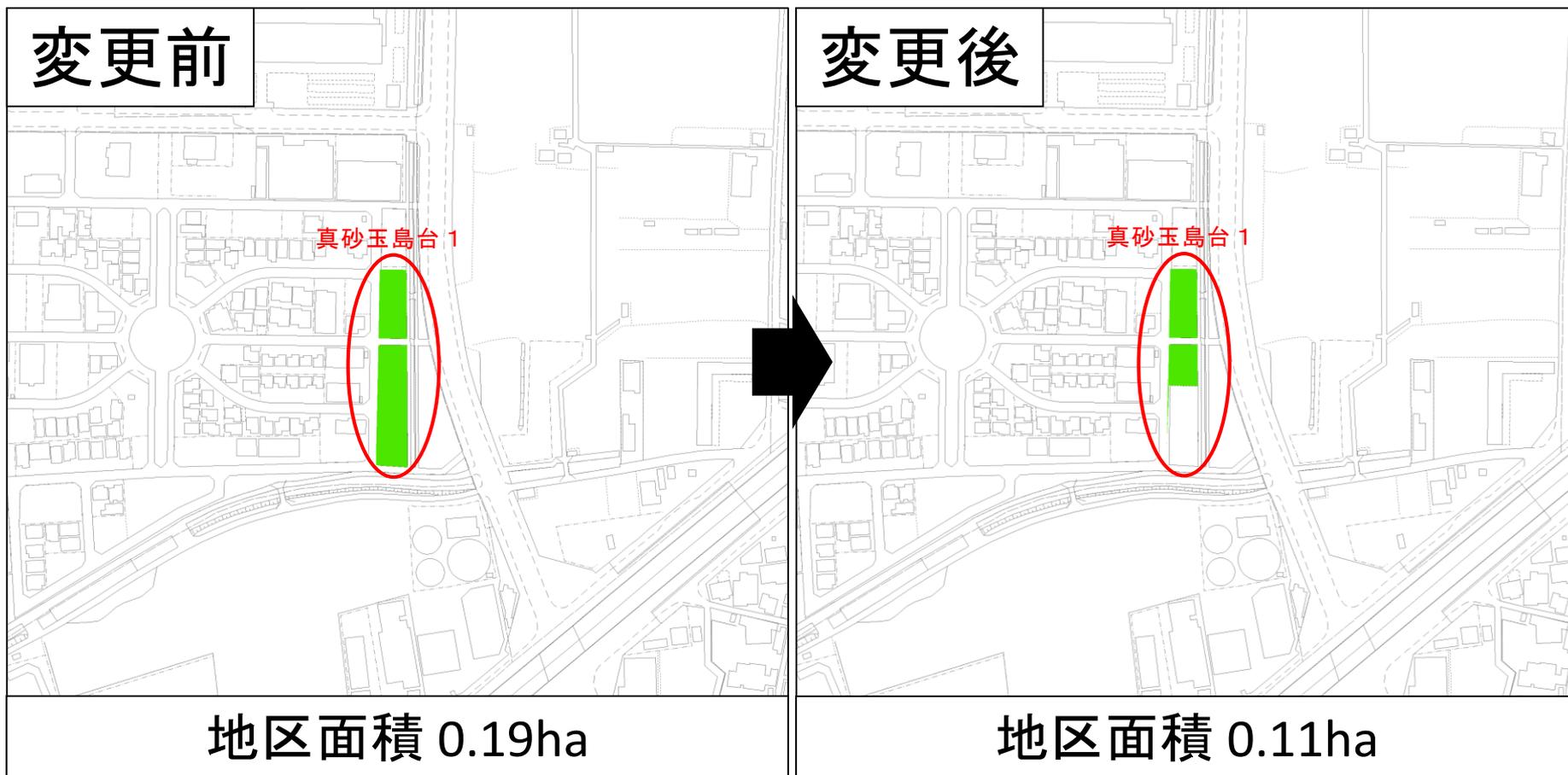


地区面積 0ha

 生産緑地  対象の生産緑地地区

4 真砂玉島台1 (区域変更)

主たる従事者の故障

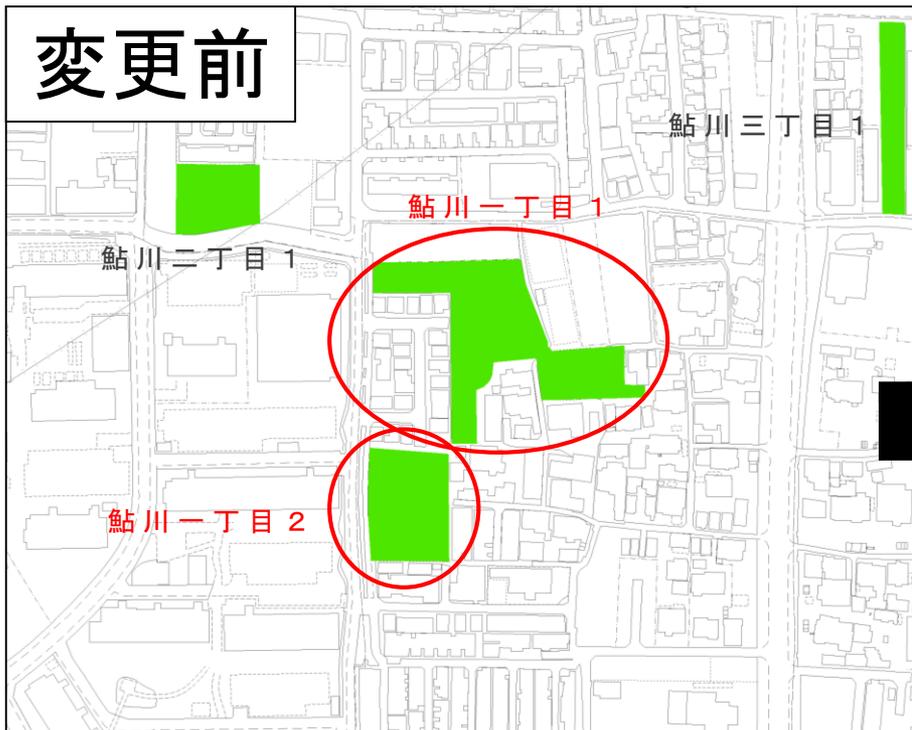


 生産緑地  対象の生産緑地地区

1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更)

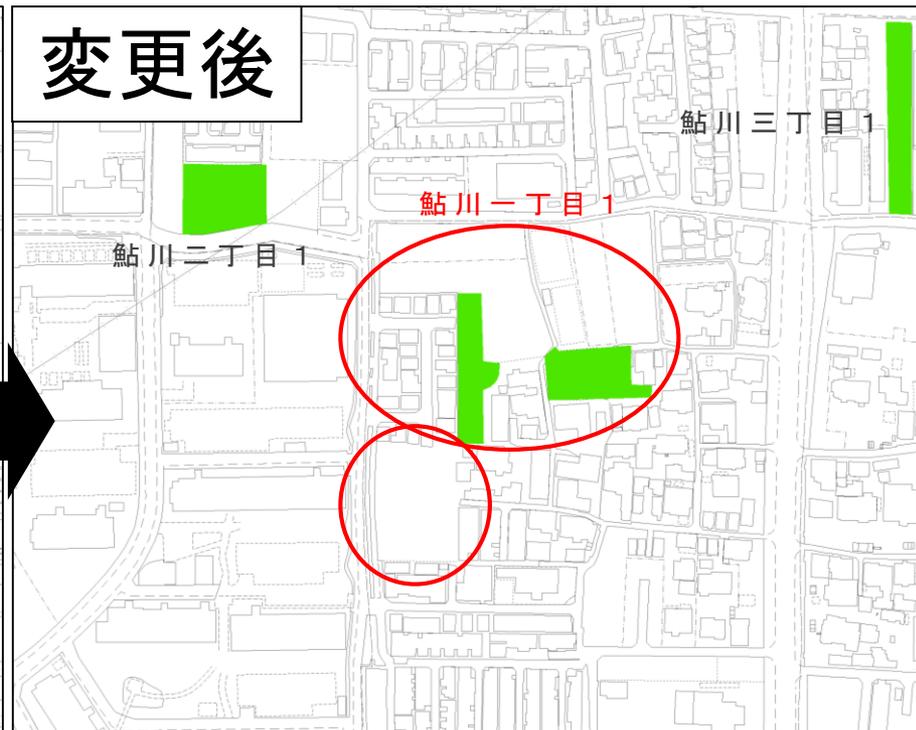
5 鮎川一丁目1 (区域変更) 主たる従事者の死亡、鮎川一丁目2 (廃止) 主たる従事者の死亡

変更前



鮎川一丁目1 地区面積 0.42ha
鮎川一丁目2 地区面積 0.23ha

変更後



鮎川一丁目1 地区面積 0.21ha
鮎川一丁目2 地区面積 0ha

■ 生産緑地 ○ 対象の生産緑地地区

1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更)

6 南目垣一丁目2 (区域変更)

主たる従事者の死亡

変更前



地区面積 0.77ha

変更後



地区面積 0.65ha



生産緑地



対象の生産緑地地区

1 行為制限解除に伴う変更 (廃止・区域変更)

7 上穂積四丁目1 (廃止)

主たる従事者の死亡

変更前



地区面積 0.11ha

変更後



地区面積 0ha

生産緑地 (green square) 対象の生産緑地地区 (red circle)

3 変更内容のまとめ

変更内容	対象地区	地区数	面積 (ha)
行為制限解除に伴う 廃止	島四丁目 1 ほか 5 地区	6 地区	△ 0.81
行為制限解除に伴う 区域変更	真砂玉島台 1 ほか 2 地区	3 地区	△ 0.41
合 計		△ 6 地区	△ 1.22
変 更 前		259地区	48.73
変 更 後		253地区	47.51

(都市計画法第17条)

都市計画案の縦覧
意見書の提出

令和4年

9月14日～9月28日

- ・縦覧者：1名
- ・意見書提出：0件

茨木市都市計画審議会
常務委員会

令和4年11月7日

都市計画変更告示

令和4年12月ごろ